

2024 年度(令和 6 年度)

^

大久保中学校クラブ振興会 総会議案書

- 1 令和 5 年度 活動報告
- 2 令和 5 年度 文化部活動状況・成績
- 3 令和 5 年度 運動部大会成績一覧表
- 4 令和 5 年度 一般会計・特別会計決算報告
- 5 令和 6 年度 一般会計予算（案）
- 6 令和 6 年度 クラブ振興会役員（案）
- 7 令和 6 年度 部活動計画（案）
- 8 大久保中学校クラブ振興会会則（案）
- 9 大久保中学校部活動規約（案）
- 10 大久保中学校クラブ振興会細則（案）
- 11 大久保中学校クラブ振興会個人情報保護方針

大久保中学校クラブ振興会

1 . 令和 5 年度 活 動 報 告

4月3日----- 部活動指導者会

4月10日 ----- キャプテン会

4月13日 ----- 新入生部活オリエンテーション

4月13～20日 ----- 新入生部活見学会・体験

5月 ----- クラブ振興会総会（書面表決）

5・6月 ----- 部活動保護者会

6月20日 ----- 総体壮行会

6月24～30日 ----- 中学校総合体育大会

9月9～30日 ----- 明石市中学校新人大会

2 . 令和 5 年度 文 化 部 活 動 状 況 ・ 成 績

	活動状況および成績
吹奏楽部	吹奏楽コンクール東播地区大会 金賞 アンサンブルコンテスト東播地区大会 金管4重奏 金賞 ひとまるクラブアンサンブルコンテスト、サクソフォーン4重奏 金賞 ひとまるクラブアンサンブルコンテスト、金管五重奏 金賞
美術部	明石市中学校 美術部合同展の出品 大久保中学校 文化祭の展示
家庭科部	茶道 お稽古の披露 大久保中学校 文化祭の展示
情報科学部	数学・理科甲子園ジュニア 2023 準優勝 科学の甲子園ジュニア全国大会出場

3. 令和5年度運動部大会成績一覧表

	市総体	東播総体	県総体	市新人	東播新人	県新人	その他
野球	優勝	3位		優勝	優勝	優勝	第15回全日本少年春季軟式 野球大会出場
陸上競技	総合3位 女子1位	○	○	女子3位	○	○	
バレー男	準優勝	○		準優勝	○		
バレー女	○			○			
バスケット男	○	○		3位	○	○	
バスケット女	準優勝	○		3位	○		
ハンド男	3位	○		3位	○		
ハンド女	3位	3位	3位	○	○		第32回U-15ジュニアセレクトカップ ハンドボール大会兵庫県選抜選出
テニス男	○	○	○	○	○		
テニス女	○	○		○	○		秋季市民大会3年生の部 1ペア 優勝
剣道	準優勝	準優勝	○	3位	○	○	
サッカー	○	3位		優勝	優勝	○	
卓球男	○			○			県1年生大会出場
卓球女	○			3位	○		
水泳	総合優勝	総合準優勝	男子優勝	男子3位	男子3位	男子1位 総合準優勝	
ソフト	○			○			

○は出場 ※他にも多数の個人入賞などがあります。

4. 令和5年度 一般会計・特別会計決算報告

2024年 5月20日(月)に印刷したものを配布しています。

5 . 令和 6 年度 一般会計予算（案）

2024 年 5 月 20 日（月）に印刷したものを配布しています。

6. 令和6年度 クラブ振興会役員（案）

顧問 矢野 毅吉
会長 百田 真紀 副会長 長永 美香 真田 美紀 嘉戸 明宏
理事長 山脇 仁志 理事 石坂 真弓 橋本 克哉
会計 長谷川 佳保利
会計監査 山森 知恵 安原 英匡

7. 令和6年度部活動計画（案）

4月 部活動指導者会
4月 キャプテン会
4月 新入生部活動見学・体験入部
6月 キャプテン会
6月 明石市中学校総合体育大会
7月 東播中学校総合体育大会
7月 兵庫県吹奏楽コンクール東播地区予選
7月 兵庫県中学校総合体育大会
8月 吹奏楽の夕べ
8月 兵庫県吹奏楽コンクール（県大会）
8月 近畿中学校総合体育大会
8月 全国中学校大会
9月 明石市中学校新人大会（水泳）
10月 明石市中学校新人大会
10月 東播中学校新人大会
11～12月 県中学校新人大会
2月 明石市美術部合同展
2月 クラブ振興会会員募集説明会（入学説明会）
3月 クラブ振興会理事会

※運動部の協会などの大会（試合）は、多数ありますので省略しています。

8. 大久保中学校クラブ振興会会則（案）

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、大久保中学校クラブ振興会と称する。

第2条 この会の事務局を大久保中学校内に置く。

第2章 目的及び活動

第1条 この会は大久保中学校の方針にそって部活動の振興、並びに運営に協力することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 部活動の育成

(2) 外部コーチの推薦、及び謝金

(3) 部活動が教育的配慮のもとで、効果的な活動が推進できるよう、指導者会を開催、研修を行う。

(4) その他目的達成に必要な事業

第3章 部活動指導者

第1条 各部の顧問、部活動指導員、社会人指導者を総称して部活動指導者という。

第2条 社会人指導者の期間は1年間とし、年次毎に更新することができる。

第3条 指導上の不都合があり、指導者として認めがたい事情が発生したときは、理事会の議決により、委嘱を取り消すことがある。

第4章 会員

第1条 本会の会員は部活動に入部している生徒の保護者で構成する。

第5章 会計

第1条 会員は会費を納入する。年額並びに徴収方法は細則に定める。ただし、事情により特例を認めることがある。

第2条 この会の会計は、会費、委託金をもってあてる。会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。毎年、会計年度終了後、会計監査は会計を監査する。

~~第3条 本会の運動部予算、文化部予算は振興会が一括して行い、運用については細則に定める。~~

第6章 役員

第1条 この会に次の役員をおく。

顧問 1名 会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名
理事 若干名 会計 1名 会計監査 2名

第2条 大久保中学校教員、同PTA役員（会員代表として）より選出された者で理事会を構成する。

第3条 会長、副会長は、理事会の推薦によって選出する。会長はこの会を代表し総括する。会長不在の時は副会長が代行する。

第4条 顧問は会長が委嘱する。

第5条 理事長は理事の互選によって選出し、事業運営の中心となる。

第6条 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

第7章 理事会

第1条 理事会は会長、副会長、理事長、理事、会計及び顧問で構成する。

第2条 理事会は会長が招集してその議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の運営に関する事
- (2) 会則の改廃、運用に関する事
- (3) 社会人指導者の推薦に関する事
- (4) 緊急事項、規約・細則に定めがない時の処理に関する事
- (5) その他、必要な事項

第8章 総会並びに保護者会

第1条 総会は年1回、春季に開催するが、理事会での決定に基づき書面表決とすることもできる。また、その他必要ときには会長が招集する。

第2条 各部ごとに、保護者会を組織し、指導者と相互理解のもとに、会の方針に基づき、円滑な運営をはかる。

~~第3条 各部は振興会会長と保護者に対して、練習の計画案を提出して指導と助言を得るものとする。~~

第3条 この規約は理事会の議決により決定し、総会の承認を得る。

第4条 この規約は令和元年5月10日より施行する。

令和3年5月26日改定。

令和4年5月24日改定

9. 大久保中学校部活動規約（案）

第1条

この部活動に、次の各部をおく。

【運動部】

- ・陸上部 ・野球部 ・男子バレーボール部 ・女子バレーボール部
- ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部 ・サッカー部
- ・男子ハンドボール部 ・女子バスケットボール部
- ・男子ソフトテニス部 ・女子ソフトテニス部 ・男子卓球部 ・女子卓球部
- ・水泳部 ・剣道部 ・ソフトボール部

【文化部】

- ・吹奏楽部 ・美術部 ・家庭科部 ・情報科学部

第2条

各部の顧問・部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2に該当する者）・社会人指導者（これらをまとめて、部活動指導者とする）で指導者会を構成し、部の運営、指導等に関して協議する。指導者会で決まった事項に関しては、部活動全体に周知する。

第3条

部活動指導者は指導者会の決定に基づく方針と部活動の決まりに従い、部員の生活指導並びに技術指導にあたる。

第4条

各部の顧問、及び部活動指導員で顧問会議を構成し、指導上の問題で各部共通事項に関して研修ならびに協議する。

第5条

各部の活動に必要な経費は、部費として徴収する。部費の集金については部の事情により一定しがたいが、年度当初に月額について振興会、保護者会の承認を得る。途中で変更したり、臨時追徴する場合も同じとする。

第6条

各部で保護者会を組織し、活動に対する理解を得ること。

第7条

各部には、事務処理上、次の表簿を備えつける。

部員名簿 金銭出納帳 部費納入簿

この規約は、令和元年5月10日より施行する。

令和3年5月26日改定。

令和4年5月24日改定

10. 大久保中学校クラブ振興会細則（案）

【費用】クラブ振興会の費用は、次の3つをもって充てる。

【振興会費】1人につき年間3,000円とし、部活動集会（4月）で徴収する。

年度途中入部の場合

1学期中3,000円・2学期中…2,000円・3学期中…1,000円を入部時に徴収する。いずれも返金はしない。

【委託料】 明石市より少年クラブ育成事業委託料を受給する。

【特別会計】 毎年度、振興会費の余剰金を特別会計に計上する。

【部活運営細則】

- 1 原則、近畿圏内で行われる大会に参加する場合、宿泊を伴わないものとする。ただし、大会の日程上、やむを得ない場合、役員会で協議し、旅費宿泊費を補助することがある。
- 2 **振興会費**の用途については、以下の通りとする。
 - (1) 部活動援助のため、部員数に応じて活動金を支給する。(1,000円×部員数)
 - (2) 下記の大会について生徒旅費を支給する。
 - ①総合体育大会…県大会、近畿大会、全国大会 新人大会…県大会
 - ②上記大会以外の近畿、全国大会は県代表として出場する場合の旅費については、役員会で協議する。文化部についても上記に準ずる。
 - ③宿泊の必要を認めた場合については、1泊5,000円×エントリー数を補助する。
悪天候等で試合が延期になった場合、補助の金額については、その都度役員会によって決定する。
 - (3) 部活動環境整備のため、設備費として物品を購入する。
 - (4) 横断幕の設置などのため、雑費として購入する。
※横断幕の設置については総体で近畿・全国に出場した場合とする。ただし、その他、顕著な成績があった場合は理事会で決定する。
- 3 **委託金**の用途については、以下の通りとする。
 - (1) 社会人指導者に対する謝金として、1人につき年間30,000円を支給する。
 - (2) 部活動環境整備のため、需用費として物品を購入する。
 - (3) 部活動指導者の旅費については、1人当たり年間20,000円を上限として支給する。
※中学校総合体育大会など県代表として出場し、かつ出張旅費が出ない場合、役員会の決定により旅費の上限を変更することができる。
※市総体などで役員として派遣され、かつ出張旅費がでない場合、上限の20,000円とは別途として支給する。
- 4 **特別会計**の用途については、以下の通りとする。
 - (1) 大会参加費用について、各部の負担を少なくするため、役員会の承認を得て特別会計より支給する場合がある。
 - (2) 上記の場合、補助の金額については、その都度役員会によって決定する。
- 5 この細則は、令和2年5月21日より施行する。

1 1 . 大久保中学校 クラブ振興会 個人情報保護方針

大久保中学校クラブ振興会

本会が運営上、収集した個人情報及び肖像権の取扱いについて、本会としての個人情報保護方針を下記のとおり定め、個人情報の保護に万全を期す。

記

1 基本方針

- (1) 本会は、個人情報保護法及び、関連するその他の法令・規範を厳守し、適宜、個人情報の保護に関する方針・施策の改善を図る。
- (2) 本会は、個人情報の取り扱いについてその利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行う。
- (3) 本会は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人・保護者の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (4) 本会は、個人情報を安全に管理するため、個人情報の紛失・破滅・改ざん・漏洩などの防止に努める。
- (5) 本会は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、適切に対応する。

2 個人情報の利用目的

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下中体連）が主催する競技大会、及び事業への参加申込みを行うため。
- (2) 近畿中学校体育連盟が主催する競技大会、及び事業への参加申込みを行うため。
- (3) 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理するため。また、各種補助金等の交付の申請を行うため。
- (4) 組織運営上必要な連絡業務（書類の郵送、電話連絡など）を行うため。

3 個人情報の利用範囲

- (1) 大会要項・プログラムに掲載
 - ア 中体連が主催する競技大会、及び事業へ参加する役員・審判員・発表者などの所属名・名前。
 - イ 中体連が主催する競技大会、及び事業へ参加する指導者（監督、コーチ等）、生徒の学校名・名前・学年（競技により生年月日も含む）・性別・ポジション（競技により身長・体重も含む）。
 - ウ 過去の競技成績、及び大会記録として掲載。
- (2) 大会結果を掲載
本校ホームページ・各種学校便りなど、公的出版物への掲載及び、報道機関への提供。

4 個人の権利の尊重について

本人・保護者から自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、本人であることを確認した上で、個人の権利を尊重し、適切に応じる。

以上